

はじめに

山崎 一郎

明治期の「山口県布達達書」について

—「類輯本」と「十冊本」—

当館は、今年度から明治期の「山口県布達達書」の件名目録を作成する（今年度は明治四〇年分を刊行）。この「山口県布達達書」には、明治四〇―一九年（一八七二―一八八六）に山口県令名で令達された布達達書、同一九〇―二六年に同県知事名で令達された県令・告示・訓令（「県令達文書」）等が収録されている。基本的に中央政府の布告布達類は含まれない【写真1】。

「山口県布達達書」は、当館行政文書中の「明治期山口県布達達書」という文書群に属す。この文書群は、「山口県布達達書」二七六点のほか、明治二二―二四年の「山口県月報」、同二六―三六年の「山口県報」等で構成される。もとは県文書課所蔵で、『山口県文化史』（昭和二六年三月発行）編纂のため山口図書館へ移管され、のち当館蔵となった。時期が判然としないが、製本（カバー装着）処理がなされ、その際に同年次の冊子が合冊されたケースがある。

「明治期山口県布達達書」の目録は、当館の『諸文庫仮目録Ⅲ』（昭和六三年三月刊行）に収録されている（当館HPのDBでも検索可）。この目録では、「山口県布達達書 明治四年（正）」、「山口県布達達書 明治四年（副）」、「山口

県布達達書 原稿、明治四年」のように、同一年次の「山口県布達達書」に「正」「副」「原稿」という表記がされた場合がある。これらは原本の表記ではないが、目録にはこれが何を意味するのかの説明がないため、閲覧者がある年次の県布達達書を調べようとした際、どれを見ればよいのか不明確で不便を生じさせていた。この点に関しては、山口県の明治初期布達達書を検討した田村貞雄氏がすでに指摘している通りであり、改善すべき点であった。件名目録の作成により、不便さは解消されていくと考えるが、「正」「副」「原稿」区分の意味を明らかにする必要性は残る。

山口県の明治期布達達書に関し、前掲の田村氏は、明治初期の「山口県布達達書」を目録表記に従って「正副本」と「原稿本」とに分け、両者の内容の違いや、「正副本」「原稿本」に県布達達書のすべてが収録されているわけではないこと、収録された布達達書に宛先の異同や省略がある点など、史料として利用する立場からの問題点を指摘している。また、日野綾彦氏は明治期布達達書の編纂作業に関し重要な指摘をされている^②。

実は、目録で「山口県布達達書」とあるものすべてが、作成経緯を同じくする同一シリーズの文書というわけではない。県の布達達書、県令・訓令等を収録し内容的に近似する文書を、目録上「山口県布達達書」と総称しているのがあって、年次によつては作成経緯が異なるものが混在する。「山口県布達達書」が使いにくかったのは、この点の解明が不十分であったことにも一因がある。

本稿は、以上の点を踏まえ、「山口県布達達書」の中の特に明治四一二年分を取り上げて、その作成のあり方や性格の違いを明らかにし、その上で、この



写真1 山口県布達達書（明治4～12年分）

期間のものを従来の「正」「副」「原稿」区分ではなく、「十冊本」「類輯本」という区分で捉える方法を示そうとするものである。これにより、四一二年分「山口県布達達書」の特徴、そこに含まれる情報の質が明確にできると考える。またその前提作業として、明治二七年頃までを対象に、山口県における布達達書等の公布のあり方、文書区分の変遷、印刷物配布の問題など、基本的事項の確認を行いたい。

全国的にみると、各府県の明治期布達達書に関する研究は数多く大いに参考となる^③。諸研究が指摘するように、各府県では独自の方法で布達達書を令達しておりそのあり方は一様ではない。本稿は、他府県の研究事例に学びつつ、山口県の事例を紹介するに過ぎないが、それにより本県の特徴を多少とも浮き上がらせてみたい。

一 文書区分の変遷

まず最初に、山口県における文書区分の変遷について述べる。

(一) 甲・乙・丙・丁号、番外、戸長役場達書

政府は、明治五年正月から布告・達等に番号を付け始める。当初は布告・達等の区分なく一連番号であったが、七年一月から各種類別に番号が付された^④。各府県も布達達書に文書区分を設けるが、開始時期などそのあり様は一様ではない。印旛県、千葉県、群馬県、愛知県等、早い県では六年より番号制を採用している。

山口県では明治八年まで文書区分を設けていない。四一八年分「山口県布達達書」で布達達書に番号を付けているケースがあるが、これは検索上の便宜的なもので公式な文書番号ではない。ところが、九年分「山口県布達達書」（類

輯本）では、一―五月の一二五通に「県〇号」という通番が付いている。この番号は実際配付されたものでも確認できる。令達等は見いだせないが、甲乙号設定以前、過渡的に通し番号で管理しようとした時期があったようである。山口県の場合、布達達書に甲、乙、番外の区別を設けるのは明治九年五月一七日である（使用は二〇日から）。^⑤ 甲号は「人民一般へ布達、又ハ揭示之格」、乙号は「区戸長へ達之格」、番外は「一区又ハ数区ヲ限り達之格」とされた。ちなみに千葉県は八年一月、愛知県は九年一〇月、群馬県は一〇年二月、秋田県は一二年一月から甲乙丙号を使用している。

その後明治一一年一月に丙号が設けられる。内容は、特定の大区（例えば沿岸大区）に宛てた行方不明船、沈没船流失物等に関する達書である。一二年一月三一日乙二九号では、乙号が「郡区役所一般達書」、丙号は「郡区役所一般ニ関セサル達書」とされ、丙号の宛先として「沿海郡区役所又ハ電信線アル郡区役所」が例示されている。^⑥ なお、一二年一月だけは、郡役所宛て達書として丙号が用いられたようである。

明治一一年七月、地方三新法（郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則）が定められ、地方の行政区画は府県―郡区―町村となる。山口県でも一二年一月に大区小区制が廃止となり、郡区に郡区役所が、町村には戸長役場が置かれた。それに伴い二月には、戸長役場のみに対する達書^⑦「戸長役場達書」が新設される。宛先は戸長役場で、番号は通番である。「戸長役場達書」は一三年一二月まで続くが、一四年一月から乙号に統合され、郡区役所との連記で宛てることとされた。^⑧

明治一三年一月三日には丁号が新設される（同日甲一二号）。^⑨ 従来、「県下一般へ布達スヘキ事件」はすべて甲号が用いられていたが、以後、遺失物、盗難、流行病等に関する一時の告示は丁号で令達された。その後、一五年一月七日乙一号により丁号は「告示」となり、結文が「一此旨布達候事」から「一此旨告示候事」に替わる。^⑩ 神尾武則氏が千葉県例で指摘したように、これは一四年一二月に政府が「告示」を設けたことに伴う変化と思われる。^⑪

（二）明治一十九年四月「山口県庁部課職制章程并規程」^⑫
 明治一十九年四月改訂の「山口県庁部課職制章程并規程」^⑬では文書区分が次のように変更されている。

甲号 管内ノ例規程則トナルヘキモノ

丁号 管内ヘ一時告示スヘキモノ

乙号 郡区役所・戸長役場連記ノ達ニシテ将来へ循行セシムヘキモノ

達郡 郡区役所限ニシテ前項ニ当ルモノ

達戸 戸長役場ニシテ前項ニ当ルモノ

丙号 地方ヲ限り達ヲ要スルモノ

番外 一時ノ心得又ハ報告ニ止ルモノ、右各項ノ符号ヲ以テ達シ難キモノ

従来と比べ、郡区役所・戸長役場宛の「将来へ循行セシムヘキモノ」（将来にわたって守るべきもの）が、宛先により乙号・達郡号・達戸号と細かく区分されたのが大きな変更点である。なお、これら七種類はすべて「布達達文書（活刷ニ係ルモノ）」とされている（後述のように、六年四月以降、県布達類は印刷され始める）。一方、印刷されないものは「達文書（書取ニ係ルモノ）」と定義されている。県から令達されるものには、印刷されたものとそうでないものがあり、後者は単に「達文書（書取ニ係ルモノ）」と呼ばれている点に注意したい。

(三) 明治一九年八月「県布令式」「県達式」「山口県庁処務細則」

明治一八年一二月に内閣制度が創設されると、政府は一九年二月二六日勅令第一号で公文式こうぶんしきを制定し、法律・勅令・省令等の名称・形式、制定手続き等を定めた。一方、各府県布達類の公布式は各府県で決めるようにとの内務省訓令が同年六月に出され、さらに七月二〇日の地方官官制により知事が府県令を発する権限が規定された¹²⁾。これに伴い山口県は、一九年八月四日に県布令式・県達式を制定し、「山口県庁処務細則」も同月に改定された¹³⁾。これにより文書区分はわずか四ヶ月ほどで以下のとおり変更されている。甲丁号が廃止され県令・告示が新設されたこと、従来、宛先で乙号・達郡・達戸に区分されていた達書が、達甲・達乙区分になったこと、訓令が新設されたことが大きな変更点である(県令・告示は「処務細則」による)。

県令 管内ノ例規程則トナルヘキモノ

告示 管内一般ヘ一時告示スヘキモノ

達甲 郡区役所・戸長役場連記ノ達ニシテ、例規定則トシ、将来ヘ循行セシムヘキモノ

達乙 官衙ヲ限リ(郡区役所ノミ、又ハ何郡ヲ除ク、又ハ戸長役場ノミ、又ハ学校等ノ類)達ヲ要スルモノニシテ、例規定則トシ、将来ヘ循行セシムヘキモノ

番外 一時ノ心得又ハ報告ニ止ルモノ等、前ノ条ノ符号ニ拠リ達シ難キモノ

訓令 県令及達其他ノ事件ニ付、所轄官吏ニ訓解ヲ要スルモノ

なお、「処務細則」によれば、県令以下は「県令達文書(活刷ニ係ルモノ)」とされ、「達文書(書取ニ係ルモノ)」と区分されている。

(四) 明治三三年一二月改正「山口県庁処務細則」

明治三三年一二月改正「山口県庁処務細則」では、「県令訓令告示(活刷ニ係ルモノ)」は次のように定められている。従来と比べ、達甲・達乙号が訓甲・訓乙号に改称され、全部で五種類となっている。

県令 管内ノ例規定則トナルヘキモノ

告示 管内ヘ一時告示スヘキモノ

訓甲 郡役所・市役所・町村役場・公立学校等連記ノ訓令ニシテ将来ヘ循行セシムヘキモノ

訓乙 郡役所ノミ、又ハ某郡ヲ除ク、又ハ市役所・町村役場ノミ、又ハ学校ノミ等ノ訓令ニシテ、将来ヘ循行セシムヘキモノ
番外 一時ノ心得其他、右各項ノ符号ヲ以訓令シ難キモノ

(五) 明治二七年五月「山口県庁処務細則」

明治二七年五月改訂の「山口県庁処務細則」¹⁴⁾では、定義が若干変更された他、「告諭」が新設されている。

県令 管内一般、若クハ一部ニ命令スルモノ

告示 管内一般、若クハ一部ニ告示スルモノ

告諭 管内一般、若クハ一部ニ告諭シ、其注意ヲ喚起スルモノ

訓甲 郡市役所・町村役場其他連記シ、成規定例トナルベキモノ

訓乙 郡市役所ノミ、又ハ警察署・収税署ノミ、又ハ市役所・町村役場ノミ、学校ノミ等ニテ、成規定例トナルベキモノ
番外 右各項ノ符号ヲ以テシ難キモノ

以下、二七年以降の変遷については省略する。¹⁵⁾

このように、明治九年五月の甲乙号設定以後めまぐるしく文書区分は変更された。右の文書区分を与えられたものは、一九年八月の県布令式・達式制定までは「布達達書」、県布令式・達式制定以後は「県令達文書」とも総称される。その上で、内容（永続的か一時的か、命令か告示か等）、対象（県内全域か特定地域向けか、県下一般への周知か役場への通知か、どの役場向けか）により細かな区分が設定されている。四〇八年には文書区分はないが、当該時期のもの、結文が「右及揭示候事」「右之通及布令候也」とあるものと「右之通相達候也」とあるものが多くを占めており、前者が布達、後者が達書に該当すると考えられる。「山口県布達達書」に収録される令達とは、基本的には右のようなものである。

これら「布達達書」「県令達文書」は「活刷ニ係ルモノ」ともされる。これ以外の、例えば罫紙に手書きされた県庁各課から郡役所等へ宛てられたもの等は、県の文書区分上、単に「達文書（書取ニ係ルモノ）」、「書取發送ニ係ル訓令」などと呼ばれて区別される（本来印刷されるべきものが手書きされた場合は除く）。

なお、山口県の場合、中央官省からの布告布達と県の布達達書を、「太政官諸省ヨリノ御布告并県庁布令類」（六年四月）、「官省ノ諸公達及ヒ当庁諸達書」（二一年三月二一日）、「官省布告布達及県庁布達」（二二年二月一八日）のように区分する用例がみられる。

二 県布達達書等の公布方法

（一）印刷配付

本章では、県布達達書、県令達文書の公布方法について検討する。まず、印刷について述べる。

明治六年二月二四日太政官布告第六八号で従来の高札が廃止される一方、政府の布告類は文書揭示が公布式となり、周知のため三〇日間の揭示が義務づけられる¹⁷。これを受け山口県は、同年三月、今後「諸布令物之類」は印刷物を配布すること、ついでには各村内で「咽喉之地」を選んで二ヶ所揭示板を設置し、そこに揭示するよう指示した¹⁸。加えて四月の別の布達では、「太政官諸省ヨリノ御布告并県庁布令類」を人民が「熟覽記憶」し、「末々迄手広ク行渡」るよ¹⁹うにするため、今後「活字処」で摺り出し書林その他で販売するので、希望者は購入するよう通達した¹⁹。

県は、同年三月に、従来「諸布令揭示等」は誤字脱字が多く、「世人之笑侮」を受けるのみならず、文意不通から「事實之錯誤」を生じることがあったとし、今後それを防ぐため、「布令揭示等」は本支庁・会議所において書き調べ校正の上で配布すること、県庁から配布したものに誤りがなくとも限らないので、万一解読しにくい箇所があれば遠慮なく県へ質問せよと命じている。また、同じ三月、「諸布令物」の印刷物を配布するのは、公務多端の折、「役筋之手数ヲ為可相省」であるので配布後は速やかに揭示せよとも命じた²⁰。従来の手書きによる複写方式では、大量の布達達書の正確な伝達、迅速な周知という点で十分ではなく、それを解決するため印刷物の配布が開始されたのである。なお、京都府では四年から「京都布令書」の印刷が開始されているが、秋田・群馬・埼玉県などで活刷所（局）が開設され

布達類の印刷が始まるのは、山口県同様、六年からである。

では、山口県の場合、六年四月以降、すぐにすべての県の布達達書が印刷されたのであろうか。

当館蔵「旧県史編纂所史料」の中に、六年四月から一〇年に印刷された県布達達書が残る。この中には六年四月一二月分が三九点残されているが、一方、六年分「山口県布達達書」（類輯本）によれば四月五日以降の布達達書は二三七点である。この違いは、単に印刷されたものすべてが残っていないためであろうか。

当館蔵・大島郡役所文書に残る明治一〇年「諸御布令控」は、のちの大島郡役所につながる第一大区扱所で作成された簿冊で、県布達達書のほか、政府の布告布達、県庁各課掛の達などが控えられている。この簿冊の場合、一〇年の甲号はほとんど印刷されたもの（仮に印刷版と呼ぶ）だが、甲号でも内容が人相書の場合、枠線のみ印刷でその中身は墨書の場合がある【写真2】。これに対し乙号の場合、一―八月はすべてが印刷版ではなく、県界紙に墨書され差出の県令名に公印が押されたもの（仮に手書き版と呼ぶ【写真3】）が混在する。収録される乙号六二点中一九点が手書き

版である。ところが九月以降は三〇点中二点のみ手書き版で、あとはすべて印刷版である。美祿郡役所文書でも「県布達達録」「県庁達録」の名称で明治前期の県の布達達書等を控えた簿冊が残る。このうち一一年の乙号を控えた「県庁乙号達録」には、二点を除きすべて印刷版が綴じ込まれている。ところが九年分「県庁達録」では、印刷版の乙号はごく数点で、ほとんどが手書き版である。

県から各大区扱所に配付されたある号の県布達達書に関し、印刷版と手書き版双方が配布されることは考えにくい。とすると、明治六年四月以降、県布達達書の印刷が開始されたものの、すぐにすべてが印刷できたわけではなく、一〇年頃まではまだ手書き版も併用され、一一年頃からようやく完全に（甲乙号とも）印刷配布されたのではなかろうか。「人民一般へ布達、又ハ揭示之格」である甲号は印刷化が優先され、一〇年頃までにはほとんどが印刷されたようだが、人相書のような場合はまだ手書きのケースもある。甲号が完全印刷化された後、一一年頃より乙号や番外も完全に印刷されるようになったと思われる。

さて、明治一一年三月二日甲一一一号で県は、「官省ノ諸公達及ヒ当庁諸達書」の周知徹底のため、今後、大小区へ下達のため山口今道町の活刷所で増刷し希望者へ販売すると通知している。活刷所での販売に関し同年四月一日甲一四六号は、文書区分に関わらず一枚二厘で販売すること、特定の号数だけでも販売することを伝えており、希望者の要望に沿った購入が可能となっている。

今時の場合、大小区への下達のために販売するとしており、リアルタイムで入手可能であった。前述のように明治六年三月にも書林での販売が通知されているが、おそらく入手までに時間を要したり、特定の番号のみ購入することなどはできなかったのではなかろうか。また前述のように、一〇年頃まではすべての県の布達達書が印刷されたわけ

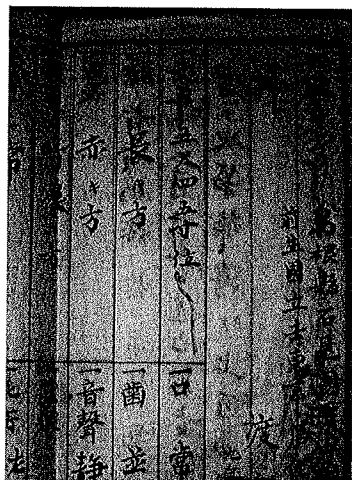


写真2 手書き版の甲号
（明治10年。部分）

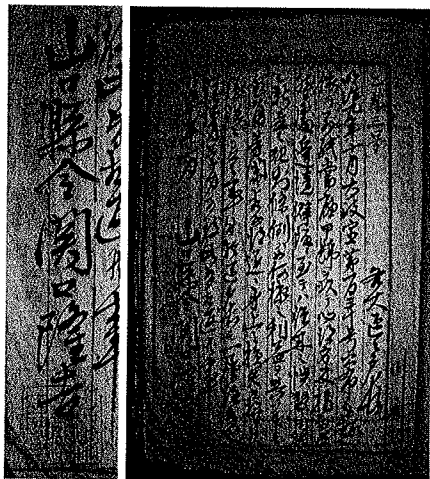


写真3 手書き版の乙号
（明治10年。左は県令印部分拡大）

ではなかったようである。一一年三月より山口今道町の活刷所で県布達達書の販売が開始された事実は、すべての県布達達書が印刷されるようになるのが一年以降とする先の推測とも符号するように思われる。

なお、一二年一二月には協同会社が県庁の「布達々書其他活刷一切ノコト」を請け負うことになっている。⁽²⁶⁾

(二) 掲示板による周知

前述のように山口県は、明治六年三月、「諸布令物之類」の印刷物配布と掲示板設置を指示した。山口県でも、掲示形式による布達類の公布が開始されたのである。

掲示場は、一ヶ所は戸長・副戸長の自宅前（通行の便が悪ければ適宜選択）、もう一ヶ所は旧高札場か通行の便がよい所にせよとされた。ただし小村であったり、戸長・副戸長自宅の位置や隣村との位置関係などによっては一村一ヶ所でもよいとした。掲示期間は三〇日間、掲示板近くのものを守護人とし、風雨の際の管理をさせること等も指示された。掲示板の規格図も添付された【写真4】。費用一円五〇銭は支給するとしている。

同じ三月に県は、太政官からの高札場廃止の指示を受け、旧高札場を布告布達の掲示場として利用するよう命じている。⁽²⁷⁾ただし、従来の高札のようにあまり高く掲げては文字が見えにくく意味をなさないので、高さの加減を考慮せよといっている。権威の象徴としての近世の高札と、布告布達の伝達の間として実際上の役割を期待される掲示板との違いを見て取ることができる。

掲示方式開始に対し、明治六年五月、前大津区長横山幾太が県へ願

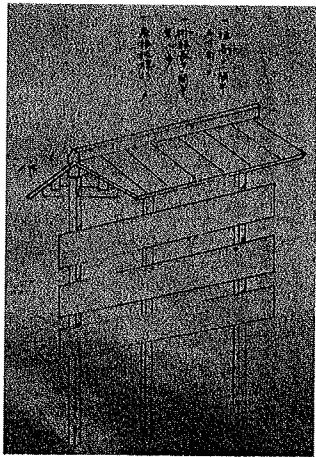


写真4 掲示板規格図

書を提出している。その内容は、今般掲示板が設置されたが、「僻陋之頑民、文字ニ乏敷」ため、掲示内容を理解出来ない、そこで月に二度、平民一組ごと一人ずつ小学校に出向かせ、その場で掲示物の内容を教師もしくはその弟子が読み聞かせるようにすれば、周知にもなるし、教師は弟子引き立ての一助ともなるのでぜひ実施させて欲しい、ついでには、布令等を三部配布して欲しいというものである。⁽²⁸⁾県は願いは認めるとともに、この内容を県内各支庁会議所へも通達し、各所でも実施するよう指示した。

また県は、明治一〇年九月二一日甲二二五号で、布告布達は人民一般への周知徹底のため各戸へ配布すべきであるが、現在のように「百事更革之際」では数も多く、各戸配布は現実的ではない（「布告布達之夥多ナル一々之ヲ回達候テハ、家数多キ村町ノ如キハ順達方延滞ヲ生シ候而巳ナラス、或ハ回達ノ煩ヲ厭ヒ候ヨリ、軽々看過ノ弊ヲ醸スハ必然之儀ニテ、所謂有名無実之事」）、このため掲示板に掲示するので、人民は必ず最寄りの掲示板を熟覧すべきこと、三〇日間掲示の上は了解のものと思なすので、「一身上貴重之権利ヲ失ヒ候様ノ儀無之」⁽²⁹⁾よう心がけよと指示している。

京都府、埼玉県、千葉県等では、布達類の周知のため、掲示方式とともに各戸への廻達方式が実施されている。山口県の場合、各戸配布は現実的ではないとして採用せず、掲示方式を重視している点が特徴的である。原則村内二ヶ所に掲示板を設置するという方式も他に例がないようである。その一方、掲示のみでは周知は図れないとして、教師による読み聞かせを奨励している点は興味深い。ただし、埼玉、熊谷、愛知県などでも同様に、教師を活用して周知徹底させる例が指摘されており、山口県独自というわけではない。

明治一一年一〇月四日内務省達乙六二二号で「布告布達類掲示場設立心得」が府県に通知された。これにより、掲示板は原則として府県庁および郡区役所門外の適当な場所一ヶ所に設置すること、掲示を必要としない地方では強いて

設置する必要はなく、従来設置されている掲示場も追々本庁へ移転すべきこと、本庁その他各庁へ設置すべき数などはその地の便宜とすること、不要な掲示板は民間に払い下げること、などが命じられた。政府としては、原則、掲示板は府県庁・郡区役所前のみとし、掲示方式による周知を重視しなくなっているのである。小林賢治氏は、この時点において、政府は布告布達の人民への徹底を目的としてはおらず、掲示による公布は布告布達の正文とその施行時期を示す役割が期待されたに過ぎなかったと指摘している。³⁶⁾

ところが山口県の場合、明治一二年一月二日乙五号で、内務省から右のような達があったが、一郡区一ヶ所の掲示板設置では布告布達類の周知徹底は不十分とし、従来の掲示板をそのまま残すこと、その数に合わせて印刷物を配布するので町村より申し出るよう指示している。³⁷⁾ 県の方針は国とは異なり、いまだ掲示方式の有効性を認め、従来通りの掲示方式を維持しようとしている。ここでも、掲示方式を重視する山口県の特徴を見て取れる。

なお、他府県の場合、布達類の周知を図るため廻達人を置いた例が指摘されている。山口県の場合、当初はそうした処置は採用されていないが、明治一八年六月一二月番外達書で、布達類の周知徹底のため「伝達人等」を置くことも認めるとし、その費用は戸長役場費用のうち諸達書・掲示費から支弁してよいとしている。³⁸⁾

(三) 防長新聞・県報への掲載

政府は、明治一六年七月一日より官報を発行し、官省達と告示は官報掲載をもって公布式とした。さらに一八年一二月には政府布告類も官報掲載となる。³⁹⁾

山口県の場合、明治一九年五月一九日甲五五号により、六月一日以降、県の布達・告示は防長新聞に掲載することを公布式とした。⁴⁰⁾ これに伴い郡区町村での告示の掲示は中止された。しかし、同年八月の県布令式によれば、県令は

引き続き郡区町村で三〇日間掲示を行うとしている。その後、二二年三月二日県令二九号により、国の法律・命令および県令は、郡区役所、戸長役場門前を除き、町村での掲示を廃止することが通達された。⁴¹⁾ さらに二六年三月二五日県令二二号で、県令・告示は県庁発行の県報掲載を以て公布式とし、郡区役所・戸長役場門前での掲示を廃止した。⁴²⁾ ここに至り、明治六年以降続いた掲示による周知方式は、山口県でも廃止されたのである。

ちなみに、千葉県の場合、早くも明治一九年五月には「千葉新報」掲載をもって公布式とし、掲示板を廃止している。一方、群馬県の場合、二六年一二月時点でも県令は郡役所・市役所・町村役場での掲示を以て公布式とされており、県報掲載をもって公布式とするのは三二年一二月のことであった。山口県の場合、掲示方式を重視していた点が特徴的であるが、その廃止時期は特に遅いわけではないようである。

(四) その他の事項

ここでは、県の布達達書に係るその他特記事項について述べておきたい。

① 目次の作成

明治一一年二月四日番外達書により県は、各大小区に対し、一〇年七―一二月分の県布達達書の目次を配布することを通知した。つづく三月一二日番外達書では一〇年一―六月分の目次配布を、翌日乙一〇九号では一一年一―二月分目次の配布を通知するとともに、今後はひと月ごとの目次を作成配布するので、希望者へも販売するとした。⁴³⁾ この目次は、もとは県庁第三課が業務上作成を開始したものであったが、「独り課中ノミナラス、各区々戸長ニ於テモ最モ必需ノモノ」であり、「常ニ坐右ニ供エハ」事務進捗の助けになる、という理由で印刷配布されるようになっていた。⁴⁴⁾ 前述のように、一一年三月には県布達達書の本格的な増刷・販売が開始される。目次の配布もこれと軌を一にするも

のであり、一一年頃から県布達達書の体系的な管理が可能になりはじめたことがわかる。

② 類輯本の作成・配布

前述のように、山口県では明治一二年一月に大区小区制が廃止され、郡区に郡区役所、町村に戸長役場が置かれる。同年一月二八日乙二九九号で県は郡区役所へ対し、今時の変更に伴い戸長役場が増設されたが、新設の戸長役場では過去の県布達達書類が備わっていないため謄写していると聞く、しかし費用もかかることから、現在県が一一年から一二年六月分までの類輯本を作成中であり、印刷ができ次第配布すると伝えた。³⁹翌一三年一月二五日番外布達では、郡区役所へ対し、一〇年分、一一年の類輯本を作成したので戸長役場へ一冊ずつ配布する計画であること、ただし、一二年以降追加改正された分もあり、いまずぐ戸長役場へ配布しては混乱が生じる可能性もあるため、とりあえず郡区役所で留め置くようにと指示している。⁴⁰

日野氏の研究によれば、この類輯本の編纂は県庁記録課が担当しており、一〇一二年上半期作成後、九年以前分に着手しようとしたところ、この時期の布達達書が県庁に揃っておらず、そのため一二年一月には各郡役所へ官員を派遣しその収集にあつてている。このように、郡区町村の再編後の二一三年頃、県が布達達書の類輯本を印刷し、戸長役場への配付を計画していたことに注目したい。

③ 布達達書の判型

明治一〇年一月一日乙三五〇号で県は大小区扱所へ対し、従来「布告布達等、人民一般ニ告知スヘキモノ」（政府の布告布達、および県甲号布達）は第二号鉛板で印刷していたが、今後、第四号鉛板で印刷すると通達している。⁴¹

印刷された甲号布達をみると、一〇年一〇月分までは【写真5】に示すように輪郭線がなく活字も比較的大きい。

ところが一月以降は【写真6】のように輪郭線のある様式に変わっており活字も小さい。第二号鉛板と第四号鉛板とはこうした違いと考えられる。なお、乙号の場合、一〇年初めから第四号鉛板型の小さい活字で印刷されている。

輪郭線について附言すれば、政府は明治六年一月二二日太政官達書三九三号で、「布告達書印刷発行候分」のうち「自今永ク遵守スヘキモノ」には輪郭線を付け、「一時可心得モノ」は輪郭線を付けないという区分を設けるとした（一六年八月で廃止⁴²）。これに対し山口県の場合、一〇年一月以降、県の布達達書には内容に関わらず輪郭線を付けた形で印刷していた。ところが、一六年一月二二日乙第一八九号により、今後は、「自今永ク遵守スヘキモノ」には輪郭線を付け、「一時可心得モノ」は輪郭線を付けないと通知している。一五年一月以降「告示」となる県丁号の場合、一六年までは輪郭線が付いているが、一七年以降は輪郭線のない印刷である。

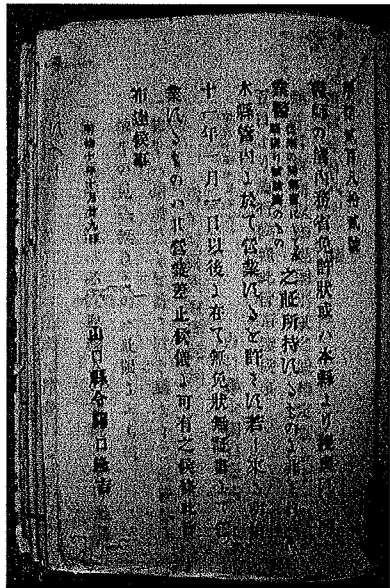


写真5 輪郭線なしの甲号布達 (明治10年10月29日)

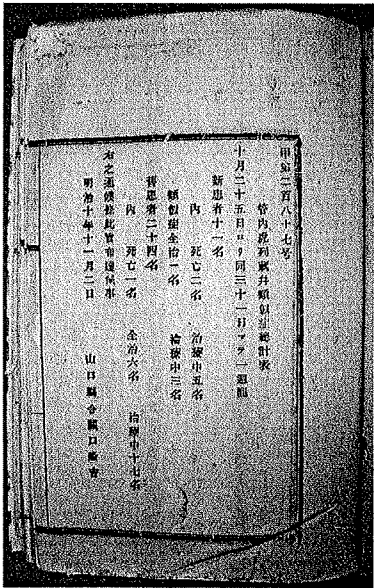


写真6 輪郭線ありの甲号布達 (明治10年11月2日)

三 明治四〜一二年分「山口県布達達書」の性格

前章までの検討を踏まえ、本章では、明治四〜一二年分の「山口県布達達書」について、その作成経緯、性格の違いに基づく「十冊本」「類輯本」という区分を示してみたい。

(一)「類輯本」

①「類輯本（刊行分）」

「山口県布達達書」のうち、明治一〇年分、一一年分、一二年上半期（二〜七月）分は、洋装本の大部な冊子が刊行されている。一〇年分の場合、内表紙に「明治十年分 類輯 山口県布達達書 明治十二年十一月印行」とある【写真7】。一一年分にも「明治十二年十一月印行」とあり、一二年上半期分には「明治十三年十二月印行」とある。中身は、まず、県の布達達書を「編纂部目」（分類主題）により分類配列した「分類目次」が掲載される。「編纂部目」は一七に及ぶ（表1参照）。これに続いて、甲、乙、番外が発令順に収録される。布達達書が編纂部目でも文書区分でも検索でき大変便利である。これらを本稿では、内表紙の表現を採って「類輯本（刊行分）」と呼びたい【写真8】。



写真7 類輯本（刊行分）の内表紙

前述のように、一二〜一三年、県記録課が一〇〜一二年上半期分県布達達書の類輯本を編纂し、戸長役場へ配付することを郡区役所へ伝えている。そのように戸長役場への配布を目的に県が作成した類輯本こそ、この「類輯本（刊行分）」であろう。内表紙に記された刊行年月からすると、実際には一〇〜一一年分が先行して印刷され、印刷の一年後に配布されたようである。一二年上半期分の刊行は一三年一二月であった。なお、印刷は東京の博聞社に依頼している。

②「類輯本（原稿分）」

当館の目録で「原稿」表記のある明治四〜一〇年分の「山口県布達達書」は、いずれも「編纂用紙」「山口縣」と記された枠付き原稿用紙に墨書されている。四年分、七年分各二冊、五年分、六年分、八年分各二冊（現在は一冊に製本）はその年の布達達書が発令順に掲載される。九年分は甲、乙、番外を一冊ずつにまとめたものと、各号を集めた類輯本一冊の計四冊がある。一〇年分は甲、乙、番外が一冊にまとめられている。これらには朱書き訂正箇所も多く見られることから、

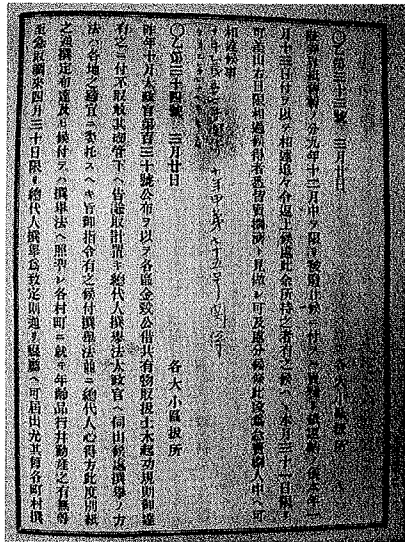


写真8 類輯本（刊行分）

表1 「類輯本」の編纂部目

庶務	土木
戸籍	印税
社寺	県税
徴兵	警察 (人相書・物品失却)
衛生	教育
駅通	金穀
勸業	文書
地租	雑
地理	

目録上、「原稿」という名称が付けられたと推察される【写真9】。これらのうち六年分と九年分には内表紙があり、そこには「明治六年分 類輯 明治十三年十二月印行 山口県布達達書」、「明治九年分 類輯 明治十三年十二月印行 山口県布達達書 全一冊」とある。これは、印行年月以外、先の「類輯本（刊行分）」と同じ表記であり、シリーズとしてのつながりをうかがわせる。また前述のように、一二年一月に県は、九年以前の布達達書を収集するため官員を郡役所に派遣している。これらを合わせ考えると、当館目録で「原稿」と記されたものは、「類輯本（刊行分）」作成のための原稿本であったと判断する。朱書き訂正や「七分分校合済」といった注記はその推測を裏付ける。これらについては、「類輯本（刊行分）」と作成経緯を一にする点を重視し、「類輯本（原稿分）」と呼びたい。

現在当館には、一〇年、一一年、一二年上半期分しか「類輯本（刊行分）」は伝存していないが、六年、九年分は刊行された可能性がある。それ以外の年次分は、原稿作成までで刊行には至らなかったと推測される。前述のように「類輯本」は東京の博聞社に印刷を依頼しており、一二年上半期分は七〇〇部印刷で、一八四一円余の経費が見込まれている。多額の経費と東京での印刷に係る事務手続きの繁杂さなどから刊行が見合わされたのではなからうか。

③「類輯本」の特徴

「類輯本」は、大小区制の廃止後の郡区町村の再編成、それに伴う戸長役場増設という中で、県が戸長執務での必

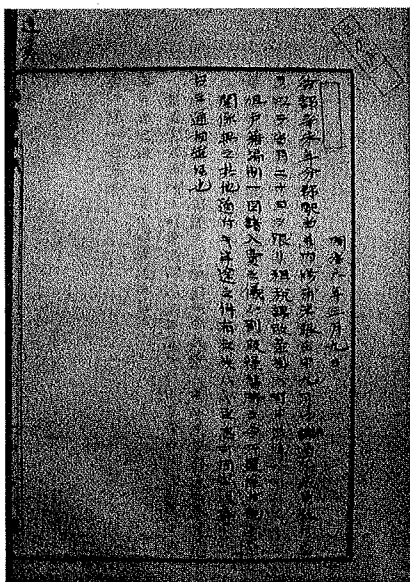


写真9 類輯本（原稿分）

要性を認識し、戸長役場への配布用として作成したものである。作成は明治一二年前半期頃から開始された。最終的には四一二年分の刊行が目指されたが、実際の刊行は一部にとどまった。

「類輯本」は、その作成経緯を踏まえれば、四一二年分の県布達達書のうち、県が戸長役場での執務上必要と考えたものが網羅されたと理解できる。ただし、文書区分でいうところの布達達書ではない「達」は収録されない。指摘されているように、本来添付されていた別冊類が省略されるという編集上の処理がなされている場合もある。また、その時点ですでに廃止・変更され掲載の要なしと判断されたものは省略されたようである。その意味で、当時の布達達書が一つ残らず完全に収録されているわけではない。さらに言えば、印刷時点での布達達書の原型がそのまま掲載されているわけでもない。印刷されたものと「類輯本」を比較すると、「類輯本」では発給者たる県令の名前は省略されているし、年月日も奥ではなく冒頭に記される形式である。

これらの点は、「類輯本」の作成経緯を考えればやむを得ないことである。「類輯本」は戸長役場での利用目的で編纂されたものであるので、布達達書本文と年月日がきちんと掲載されればよく、自明である県令名が省略されたり、布達達書の原型が維持されなくても問題にはならない。これは「類輯本」が持つて生まれた特性である。そうした限界を認めつつも、作成経緯や作成当期待された役割を考慮するならば、四一二年分の県布達達書がかなりの率で収録されている点に「類輯本」の価値を見出すべきであろう。

むしろ注意すべきと考えるのは、印刷された布達、特に甲号の中にルビが振られている例があり、それが「類輯本」では省略されている点である。明治一〇年一月一八日甲六号を例に、旧県史編纂所史料に残る印刷物原本(A)と「山口県布達達書」(類輯本)での記載(B)を並べてみる(読点は筆者が付したもの)。

A 甲第六号

新紙幣之義は、贋偽絶て難成様、彫刻緻密を極め候得共、世人取引之際、只数字のみを認め候迄にて肝要緻密之處に着目不致より（略）此旨及論達候事

明治十年一月十八日

山口県令関口隆吉

B 甲第六号 一月十八日

新紙幣之義ハ、贋偽絶テ難成様、彫刻緻密ヲ極メ候得共、世人取引之際、只数字ノミヲ認メ候迄ニテ肝要緻密之處ニ着目不致ヨリ（略）此旨及論達候事

印刷配布されたAは漢字とかなの混じり書で、難読漢字にはルビもふられている。漢文部分は平易な読みになっている【写真10】。一方、「類集本」では漢字とカタカナ書きでルビは省略されている。内容に違いはないとはいえ、Aは、当時、印刷配布、掲示された布達の原型がどのようなものであり、どのような読まれ方を示すのかを示す上では意味がある。「古文書学」「史料学」的に言えば、史料集などへ甲号を掲載する際、「類集本」に拠るよりも、出来るだけ印刷配付されたものに基づくことを志向した方がよいかもしれない。

(二)「十冊本」

目録で「正」「副」表記のある明治四〜九年分のもは、

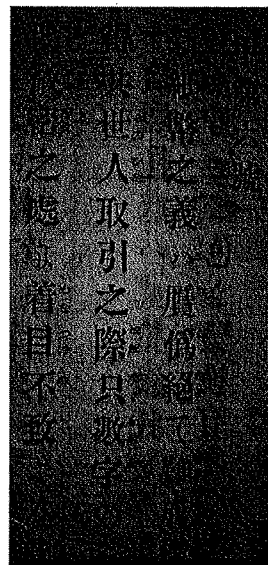


写真10 甲号のルビ

明治前期のある時点に一括作成されたシリーズ本である。「類集本」とは作成の契機、意図をまったく異にする。

四年分、七年分が各一冊、五、六、八、九年分が各年二冊（上下）、計一〇冊が一セットで、加えて編目毎にまとめられた目録一冊が附属する。現在二セットが残る。二セットとも橙色の罫紙に墨書された和綴本であるが、黄色表紙のものとは肌色表紙のものに区別される。従来目録はこの区分に注目して、前者を正本、後者を副本と位置づけて「正」「副」と表記したようである【写真11】。

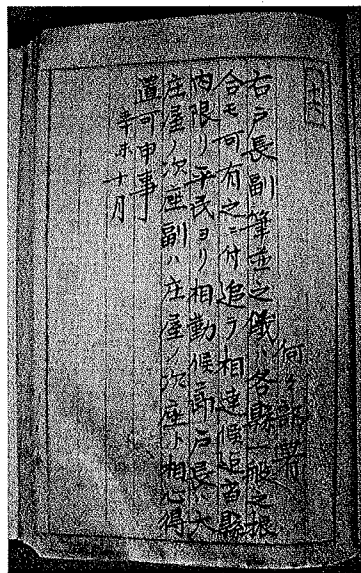


写真11 十冊本の記載例

このうち四年分には凡例があり、明治四〜九年の「県庁ヨリ管内エ布達并達書ヲ編纂シ分テ十冊トナス」とある。本稿ではこの表現に注目し、かつシリーズとしてのまとまりを重視して、これら一〇冊セットのものを便宜的に「十冊本」と呼びたい。

さて、凡例で「十冊本」の編纂方針として、(ア)政府官省から公布されたものうち、全文を掲示したものは基本的に収録していないが、県庁から添達を付した場合は本文を掲載したケースもあること、(イ)戸籍法布令書も収録したこと、(ウ)検索の便を図るため類別の目録を作成したこと、などが記されている。特に注目したいのは、編纂の理由および状況に関する記述である。当時、県庁には県布達類をまとめた記録がなかったため「十冊本」を編集したこと、しかし、完全な内容ではなく遺漏があるので今後収集を継続し続編を作成すべきこと、慌ただしく作成し、書き

写したのもわずかで校合も不完全なので、誤写誤字に注意せよと記されている。

どうやら明治一―一二年頃までは、布達類が県庁できちんと管理されておらず、過去の事例を参照しようとする際、かなり不便な状況にあったようである。例えば、一一年一〇月に県庁第三課岡田勉治が明治一〇年分の「官省布告達書」を編纂している（「当務ノ余暇」に編纂したという）。岡田は、これをもっと早く完成させたかったが、県庁に官省布告類の「授受台帳」が完備していないため、布告類が散佚しているのか、配付されていないのか不明で、編纂にひどく時間を要したと述べている。また前述のように、一二年一二月、県が九年以前の県布達達書「類輯本」を作成しようとしたところ、県庁に布達達書が揃っておらず、急遽郡役所に官員を派遣し収集に当たらせた。これらのことは、一―一二年頃までの県庁では、もともと重要な布告布達類であってもその文書管理はかなり杜撰であったことを示す。そうした状況を踏まえ、取り急ぎ過去の布達類をまとめたのが「十冊本」なのである。しかしそれは、いまだ混乱している状況でとりあえずまとめたもの、という色彩の強い編纂物であった。

「十冊本」の作成年次、作成課掛は不明である。ただ前述のように、県は明治一一年二月には一〇年七―一二月分の目次を作成配布するなど、県布達達書の体系的な管理を志向し始めており、一二年前半期からは「類輯本」作成に着手する。また、一一年一〇月には一〇年分「官省布告達書」が編纂されている。あくまで推測だが、「十冊本」の編纂は、第三課の岡田が「当務ノ余暇」に「官省布告達書」を編纂したのとほぼ同時期、一一年後半頃ではなからうか。

この「十冊本」は、「類集本」と比べ収録される達数が格段に少ない。ただし、「類輯本」では省略された布達達書が「十冊本」に掲載されている場合がある（例えば、明治九年の甲乙番号設定に係る達書は「十冊本」にしか掲載されていない）。それとともに「十冊本」の特徴は、厳密な意味での布達達書以外、県庁各課掛からの達文書が多く収録されている点である。「類輯本」は、その編集にあたり、県の布達と達書に限定して収録している。これに含まれない、例えば各課掛から大小区に宛てられた通達Ⅱ「達」は「類輯本」には原則収録されない。ところが、「十冊本」の場合、それら「達」も収録されているケースがある。これは、「類輯本」が正式な県庁の編纂物として作成されたとは異なり、「十冊本」が明確な編纂方針、収録基準をもたず、また悉皆的な調査も実施せず、取り急ぎまとめられたことを反映するものと考えられる。「十冊本」は、「類輯本」と比べこの点に大きな特徴があり、「類輯本」とは異なる価値を見出すことができる。

おわりに

以上検討したように、「山口県布達達書」の明治四―一二年分には、作成経緯が異なる二つの系統のもの、すなわち「類輯本」（印刷分・原稿分）と「十冊本」が混在している。その区分をまとめれば表2のようになる。従来、「原稿」とされたものは前者の大半に、「正」「副」とされたものは後者にあたる。

当館「仮目録」は、目録としての完成度よりも、収蔵文書の情報をできるだけ早く、多くの利用者に提供するという考えで刊行されたものである。その点での申し開きもあるが、目録での「正」「副」「原稿」

表2 類輯本と十冊本の区分

年	類輯本		十冊本	
	原稿分	印刷分	正	副
明治4	3	—	1	2
明治5	6	—	7	8
明治6	9	—	11	12
明治7	16	—	14	15
明治8	17	—	18	19
明治9	22・23 24・25	—	20	21
明治10	26	27	—	—
明治11	—	31	—	—
明治12	—	49	—	—

○数字は「山口県明治期布達達書」での請求番号。

表記が、「正」「副」が主たるもの、正式なもので、「原稿」はそれに対する不十分な原稿本という誤解を招いたであろうことは間違いない。しかし、四一二年分について言えば、実際にはその逆で、県の布達達書（限定された意味での布達・達書）を調べる際、目録で「原稿」とあるものを中心とした「類輯本」に拠るべきなのである。県が郡役所への調査まで実施し、戸長役場での執務用に編纂したものであるという作成経緯をふまえれば、その史料価値は低くはない（繰り返しになるが、「類輯本」には各課からの「達」等は収録されない）。従来、「正」「副」とされた「十冊本」は、収録数こそ少ないが、布達達書以外に各課「達」を含む点等、「類輯本」とは違った価値をもつ。ただ、取りあえず作成されたものという面も強く、正確度には難があるようで誤字脱字等に注意すべきであろう。

なお、明治一二年以降の「山口県布達達書」は、基本的に印刷配布された布達達書等が製本された形のもので、性格の異なるものが混在しているわけではない。一二年以降の分でも目録上（正）（副）表記があるが、これは「十冊本」とは無関係で、単に同じ内容の印刷物が二部ある場合に（正）（副）としてしている。これ以外に、春夏秋冬、東西南北といった区分もあるが、これらはすべて、複数課で所蔵されていた同一年次のものを区別するための表記である。今後の件名目録作成にあたっては、依拠すべき善本をきちんと提示する必要がある。

ところで、本稿では県の布達達書について検討したが、県は郡区町村へ中央官省からの布告布達も通達する。官省から県へは印刷された布告布達が配布されるが、郡区分しか頒布されないため県で再度印刷に付し配布する。次に掲げるのは、明治前期に大島郡土居村の副戸長を務めた武田家に伝来した文書⁶⁴で、県が印刷配布した官省・県の布達達書を貼り継いで管理しているものである（布達はさわりのみ掲げた。a～dは筆者が付したもの）。

(a) 甲第百号

銃砲彈藥類賊徒より預り居候者は勿論、其他自分所持の者たりとも（略）此旨令揭示候事

明治九年十一月十一日 山口県令関口隆吉

（紙継目）

(b) 甲第三号

当使管内漁場昆布場の儀、（略）此旨布達候事

明治九年十一月十三日 開拓長官黒田清隆

（略）

右揭示候事

明治九年十二月五日 山口県令関口隆吉

（紙継目）

(c) 甲第百十号

京都府下に於て博覧会、来ル十年三月十五日より百日之間致開場候に付（略）併て告諭する者也

令代理

明治九年十二月十六日 山口県参事木梨信一

（紙継目）

(d) 乙第九拾三号

府県

本年太政官第八号金禄公債証書発行条例公布相成候に付（略）此旨相達候事

明治九年十一月二十一日 大藏卿大隈重信

右揭示候事

令代理

明治九年十二月十一日 山口県参事木梨信一

a、dはいずれも、冒頭に甲乙号記載があり奥に県令名が記されているが、厳密な意味での県の布達達書はa、cのみである（「山口県布達達書」（類輯本）で確認できる）。一方、bは開拓使達甲二号、dは大藏省達乙九三号であり、各省委から県へ配付された後、揭示を指示する県令奥書を付けて県が改めて印刷配布したものである。これらは「山口県布達達書」には収録されない（県の添書が収録される場合はある）。dの場合、大藏省から県へ配付された原本は当館蔵「大藏省布達達書」で確認することができる。

この事例からは、副戸長元において、受け取った県の布達達書と政府の布告布達を区別せず、ほぼ月日順に継ぎ立てて管理していたことがわかる。政府と県の甲・乙号が混在するため検索の際など混乱したのではなからうか。

註

(1) 「明治初期の二種の山口県布達—正副本と原稿本の史料学的検討」〔山口県地方史研究〕第七四号 一九九五年一月、〔明治初期の山口県布達について〕〔山口県史研究〕第四号 一九九六年三月)

(2) 「明治期の役所文書の形態」〔山口県史研究〕第一〇号 二〇〇二年)

(3) 各府県の布達に関する研究として以下のものを参考とした。〔秋田県〕佐藤隆「秋田県布達集について」〔秋田県公文書館研究紀要〕第三号 一九九七号)、〔千葉県〕神尾武則

「明治前期における千葉県『県庁布達』の形式と公布法の変遷について」〔千葉県歴史〕42・43 一九九二年)、〔埼玉県〕鈴木秀幸「埼玉県政の成立と法令伝達」〔埼玉県史研究〕第六号 一九八〇年)、〔岩鼻県・群馬県・熊谷県〕小暮隆志

「群馬県における明治期行政文書の作成と施行—令達および文書事務関係規程にみる—」〔双文〕vol.2 一九八五年)・宮崎俊弥「大区小区制の形成と文書伝達—岩鼻県・群馬県・熊谷県の事例を中心に—」〔双文〕vol.11 一九九四

明治期の「山口県布達達書」について（山崎）

年)・〔埼玉県史料叢書7(上)入間・熊谷県史料3〕解説(埼玉県 二〇〇六年)、〔愛知県〕小林賢治「地方制度と令達の公布—愛知県における令達公布制度の変遷について—」

〔愛知県史研究〕創刊号 一九九七年)、〔額田県〕下村寿子「明治初期地方制度の整備と額田県布達」〔愛知県史研究〕第二号 一九九八年)、〔京都府〕竹林忠男「明治期京都府における令達公布制度の変遷—京都府立総合資料館『資料館紀要』第一五号 一九八七年)。以下の論述において、各府県の事例に触れた場合はすべて右論文を参考とした。繁雑になるため、特に必要な場合を除いて一々に註を付さなかつた。

(4) 井上政文「法令引用にあたっての留意すべき事項」〔北の丸〕第九号 一九七七年)

(5) 明治九年「山口県布達達書」No.21。以下、布達達書21と略記。

(6) 布達達書49

(7) 明治十三年二月二十八日乙二二六号(布達達書52)、同日付け戸長役場達書第一〇〇号(同65)。

- (8) 布達達書 51
- (9) 布達達書 84

で、その一環として当時の文書課（文書係）から移管された可能性がある。

- (10) 前掲註(3)
- (11) 県庁戦前A総務87「処務細則及文書取扱一件綴」
- (12) 前掲註(3)竹林論文
- (13) 布達達書188
- (14)(15) 県庁戦前A総務87「処務細則及文書取扱一件綴」
- (16) 明治二七年以降の変遷については、吉本一雄「近代教育史史料目録(三)―山口県報―」(『山口県文書館研究紀要』第一五号 一九八八年) 参照。
- (17) 前掲註(3)竹林論文
- (18) 布達達書9。なお同布達は「山口県史」史料編近代1に収録されている。
- (19)(20) 布達達書9
- (21) 昭和二二―一九年に山口県史編纂所が調査・収集した史料群。同史料群に明治期の県布達達書が含まれている理由は定かではない。ただし、県史編纂所開設後、編纂史料の名目で県庁各課から多くの文書記録が移管されているの

- (22) 大島郡役所文書 26
- (23) 美祢郡役所文書 20
- (24) 美祢郡役所文書 17
- (25) 両布達とも布達達書 31
- (26) 明治二・三三年「文書発議 文書課」(県庁戦前A総務468)
- (27)(28) 布達達書 9
- (29) 布達達書 27
- (30) 前掲註(3)
- (31) 布達達書 49
- (32) 布達達書 147
- (33) 前掲註(3)竹林論文
- (34) 布達達書 179
- (35) 布達達書 231
- (36) 布達達書 285
- (37) 布達達書 31
- (38) 明治十一年「文書発議 文書掛」(県庁戦前A総務467)

- (39) 布達達書 35
- (40) 布達達書 54
- (41) 布達達書 27
- (42) 前掲註(3)竹林論文
- (43) 明治六年、政府は布告達書中、見慣れぬ文字には仮名をふるよう各県に達している(前掲、鈴木論文)。
- (44) 明治十一年「文書発議 文書掛」(県庁戦前A総務467)
- (45) 当館蔵、周防大島町武田家文書 529